

株式会社新生銀行

証券コード 8303

第13期 定時株主総会 招集ご通知

日時 平成25年6月19日(水曜日) 午前10時
(受付開始：午前9時)

場所 野村コンファレンスプラザ日本橋 大ホール
東京都中央区日本橋室町2丁目4番3号
日本橋室町野村ビル 6階
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

議案 議案 取締役6名選任の件

目次

第13期定時株主総会招集ご通知 …	1
株主総会参考書類 議案 取締役6名選任の件 ……	2
(提供書面) 第13期事業報告 ……	5
連結計算書類 ……	32
計算書類 ……	36
監査報告書 ……	41

議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、会場受付にご提出ください。

日時 平成25年 6月19日(水曜日) 午前10時 (受付開始：午前9時)

場所 野村コンファレンスプラザ日本橋 大ホール

東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号
日本橋室町野村ビル 6階

(末尾の「会場ご案内図」をご参照ください。)

郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 平成25年 6月18日(火曜日) 午後5時到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から議決権行使サイト (<http://www.web54.net>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご登録ください。

行使期限 平成25年 6月18日(火曜日) 午後5時まで

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトにアクセスすることも可能です。

(QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)



招集にあたっての決定事項

代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書類のご提出が必要となりますので、ご了承ください。

株主総会参考書類及び計算書類等の記載事項を修正する場合の周知方法

株主総会参考書類に記載すべき事項並びに計算書類、連結計算書類及び事業報告の内容とすべき事項について、招集通知を発出した日から株主総会の前日までに修正する必要がある場合は、修正後の事項を当行ウェブサイト (<http://www.shinseibank.com>) に掲載いたしますのでご了承ください。

書面およびインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

インターネットにより議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

インターネットにより複数回にわたり数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

電磁的方法による招集通知の受領を承諾された株主様が議決権行使書面等を請求される場合の取扱い

電磁的方法による招集通知の受領を承諾された株主様が議決権行使書面等を請求された場合は、書面にて交付することとします。また、その際は、次頁の「インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ」に記載しております三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート までご請求ください。

機関投資家向け議決権行使プラットフォームの取扱い

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合弁会社株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当行株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

なお、インターネットによる議決権行使に際しては、次頁の「インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について」をご確認くださいようお願い申し上げます。

インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について

議決権をインターネットにより行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

記

1. インターネットによる議決権行使は、当行の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによるのみ可能です。なお、議決権行使サイトは、携帯電話を用いたインターネットでもご利用が可能です。
【議決権行使サイトURL】 <http://www.web54.net>
2. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって議案の賛否をご登録ください。
3. インターネットによる議決権行使は、平成25年6月18日（火曜日）午後5時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めにご行使くださいますようお願いいたします。
4. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
5. インターネットによって複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
6. 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

1. インターネットにアクセスできること。
2. パソコンを用いて議決権を行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer 6.0以上を使用できること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。
3. 携帯電話を用いて議決権を行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。

（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、スマートフォンを含む一部の機種ではご利用いただけない場合があります。）

（Microsoftは、米国Microsoft Corporationの米国およびその他の国における登録商標です。）

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート

専用ダイヤル

 0120-652-031（午前9時～午後9時）

議決権行使以外のご照会

 0120-782-031（午前9時～午後5時、土日休日を除く）

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

以上

株 主 各 位

東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号
株式会社 新生銀行
代表取締役社長 当 麻 茂 樹

第13期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当行第13期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、ご送付いただくか、または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、前記「議決権行使等についてのご案内」をご高覧のうえ、いずれかの方法により、平成25年6月18日（火曜日）午後5時までに到着するよう議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類」および「計算書類」の「注記表」につきましては、法令および当行定款第13条に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト（<http://www.shinseibank.com>）に掲載しておりますので、本招集ご通知および提供書面には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の提供書面の連結計算書類および計算書類は、監査役または会計監査人が監査報告または会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。

当日ご出席いただけない株主様が後日株主総会の模様をご覧いただけますよう、当行ウェブサイトにて第13期定時株主総会の模様を一定期間公開する予定です。なお、ご出席の株主様の映像は公開いたしません。

当日は、節電への協力の一環として、会場の空調設定温度を28℃とさせていただきます、役職員一同「クールビズ」の軽装とさせていただきます。何卒ご了承くださいませようお願い申し上げます。

記

1. 日 時 平成25年6月19日（水曜日）
午前10時 開会（午前9時 受付開始）
2. 場 所 東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号
日本橋室町野村ビル 6階
野村コンファレンスプラザ日本橋 大ホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 1. 第13期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）事業報告、連結計算書類、並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第13期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項 案 取締役6名選任の件

以 上

株主総会参考書類

議案 取締役6名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役全員が任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行 株式の数
1	とう ま しげ き 当 麻 茂 樹 (昭和23年9月29日生)	昭和47年4月 株式会社第一勧業銀行（現 株式会社みずほ銀行および株式会社みずほコーポレート銀行）入行 平成12年6月 同行執行役員 平成13年5月 同行常務執行役員 平成14年4月 株式会社みずほコーポレート銀行常務執行役員 平成14年11月 いすゞ自動車株式会社取締役副社長 平成19年6月 同社取締役 平成22年5月 当行顧問 平成22年6月 当行代表取締役社長（現任）	普通株式 106,110株
2	なか むら ゆき お 中 村 行 男 (昭和29年9月5日生)	昭和53年4月 株式会社日本長期信用銀行（現 株式会社新生銀行）入行 平成12年10月 当行審査業務部長兼ポートフォリオ・リスク統轄部長 平成19年4月 当行審査業務部長兼ポートフォリオ・リスク統轄部長兼ハレーションリスク管理部長 平成20年6月 当行執行役法人営業統轄本部長 平成21年10月 当行常務執行役法人営業統轄本部長 平成22年6月 当行代表取締役専務執行役員リスク管理部門長 平成25年4月 当行代表取締役副社長チーフオブスタッフ コーポレートスタッフ部門長（現任）	普通株式 10,688株
3	J.クリストファー フラワース (昭和32年10月27日生)	昭和54年3月 ゴールドマン・サックス証券会社入社 昭和63年12月 同社パートナー 平成12年3月 当行取締役（現任） 平成14年11月 J. C. フラワース社マネージングディレクター兼最高経営責任者（現任） 平成19年8月 ケスターグループ アトハイスラリーボードメンバー（現任） 平成20年9月 フラワース・ナショナル銀行会長（現任） 平成24年5月 NIBCホールディングス・アトハイスラリーボードメンバー（現任）	普通株式 76,753,748株

	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行株式の数
4	※ アーネスト M. 比嘉 (昭和27年10月15日生)	昭和51年4月 株式会社ヒガ・インダストリーズ入社 昭和58年4月 同社代表取締役社長 平成20年4月 社団法人ニュービジネス協議会特別理事(現任) 平成21年5月 コロビアビジネススクール理事(現任) 平成22年2月 株式会社ヒガ・インダストリーズ代表取締役会長(現任) 平成22年6月 株式会社ジェシー・コム取締役(現任) 平成23年3月 ウェンディーズ・ジャパン合同会社設立 最高経営責任者(現任) 平成23年4月 公益社団法人経済同友会幹事(現任)	0株
5	か 児 滋 (昭和18年9月20日生)	昭和41年4月 日本銀行入行 平成4年5月 東京金融先物取引所(現株式会社東京金融取引所) 常任監事 平成8年5月 日本銀行文書局長 平成11年5月 東京証券取引所常務理事 平成14年4月 日本電気株式会社顧問 平成16年6月 当行取締役(現任) 平成18年4月 横浜商科大学教授(現任)	普通株式 80,092株
6	まき はら じゅん 槇 原 純 (昭和33年1月15日生)	昭和56年9月 ゴールドマン・サックス証券会社入社 平成4年11月 同社パートナー 平成8年11月 同社東京支店共同支店長兼株式部門共同部門長 平成12年7月 株式会社ネハーニ取締役会長(現任) 平成17年3月 RHJインターナショナル取締役(現任) 平成18年6月 マネックスグループ株式会社取締役(現任) 平成23年6月 当行取締役(現任)	普通株式 200,000株

- (注) 1. ※印は新任の取締役候補者であります。
2. 現に当行の取締役である候補者の当行における担当については事業報告(19頁)に記載しております。
3. 候補者と当行との特別の利害関係について
- (1) 当行は、J. クリストファー フラワーズ氏が設立し、マネージングディレクター兼最高経営責任者をつとめる投資助言会社であるJ. C. フラワーズ社が助言を行うJCF Associates II Ltd. 及びJCF Associates III Ltd.がそれぞれ運営するJ. C. Flowers II L. P. 及びJ. C. Flowers III L. P. に対して出資を行っています。
- (2) 平成20年1月、J. C. フラワーズ社により助言を受けた4つの投資ヴィークルが、公開買付けによって当行の普通株式 358,456千株を取得し、さらに当行の資本基盤増強のため117,647千株の新規発行普通株式を引受けました。加えて、平成23年3月、当行が行った海外募集による新株式発行に際し、同投資ヴィークル及びJ. クリストファー フラワーズ氏は、合計で172,000千株の新規発行普通株式を取得しました。J. クリストファー フラワーズ氏は当行の取締役であり、J. C. フラワーズ社の創設者かつ経営陣でもあります。
- (3) 当行は、NIBCホールディングに対して、J. C. フラワーズ社が助言を行う投資組合を通じて、間接的に投資を行っていますが、NIBCホールディングを間接的に支配しているNew NIB リミテッドに対し、J. クリストファー フラワーズ氏が49%の議決権を保有しております。
- その他の取締役候補者と当行の間には、いずれも特別の利害関係はありません。

4. J. クリストファー・フワーズ、アーネスト M. 比嘉、可児 滋、榎原 純の各氏は社外取締役候補者であります。
5. 社外取締役候補者に関する事項は以下のとおりであります。
- (1) 社外取締役候補者の選任理由について
- ① J. クリストファー・フワーズ氏につきましては、銀行業務、金融サービス業及び金融業務全般についての専門性と幅広い見識を当行の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。
 - ② アーネスト M. 比嘉氏につきましては、消費者を対象とした事業の経験と高い見識を当行経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。
 - ③ 可児 滋氏につきましては、リスク管理分野における見識と銀行業務に関する幅広い知識を当行の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。
 - ④ 榎原 純氏につきましては、金融に関する豊富な知識、また、国内及び国外での経験を当行経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。
- (2) 社外取締役候補者が最後に選任された在任中に当該株式会社において法令又は定款に違反する事実、その他不当な業務執行が行われた事実、並びに当該事実発生予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為について
該当事項はありません。
- (3) 社外取締役候補者が過去5年間に他の株式会社の執行役又は取締役、監査役に就任していた場合において、その在任中に当該株式会社において法令又は定款に違反する事実、その他不当な業務執行が行われた事実、並びに当該候補者がその事実の発生予防及び発生後の対応として行った行為について
該当事項はありません。
- (4) 社外取締役候補者のうち現に当行の社外取締役である者が社外取締役に就任してからの年数について
- ① J. クリストファー・フワーズ氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結時をもって通算12年3ヶ月であります。
 - ② 可児 滋氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結時をもって9年であります。
 - ③ 榎原 純氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結時をもって2年であります。
- (5) 社外取締役との責任限定契約の内容の概要について
社外取締役候補者 J. クリストファー・フワーズ、可児 滋、榎原 純の各氏は、当行と会社法第427条第1項に基づき責任限定契約を締結しております。その内容の概要は、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定するものとし、かかる任務懈怠により当行に損害を与えた場合、社外取締役が職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとなっております。上記3名の再任が承認された場合、当行は3名各氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。また、新任社外取締役候補者のアーネスト M. 比嘉氏は、取締役に選任された場合、上記と同内容の責任限定契約を当行と締結する予定であります。
6. 当行は、株式会社東京証券取引所に対して、可児 滋、榎原 純の両氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。また、アーネスト M. 比嘉氏につきましても、取締役に選任された場合には、独立役員として届け出る予定であります。

以 上

第13期（平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで）事業報告

1. 当行の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

【企業集団の主要な事業内容】

当行グループ（平成25年3月31日現在、当行、子会社269社（うち株式会社アプラスフィナンシャル、昭和リース株式会社、新生フィナンシャル株式会社等の連結子会社186社、非連結子会社83社）、および関連会社15社（日盛金融控股股份有限公司等の持分法適用会社15社）により構成）は、『法人部門』、『金融市場部門』および『個人部門』を通じ、国内の法人や個人のお客さまへ幅広い金融商品・サービスを提供しています。『法人部門』、『金融市場部門』および『個人部門』は、それぞれが提供する金融商品・サービス別のセグメントから構成されており、各セグメントにおける当行および関係会社の位置付け等は次のとおりとなっております。

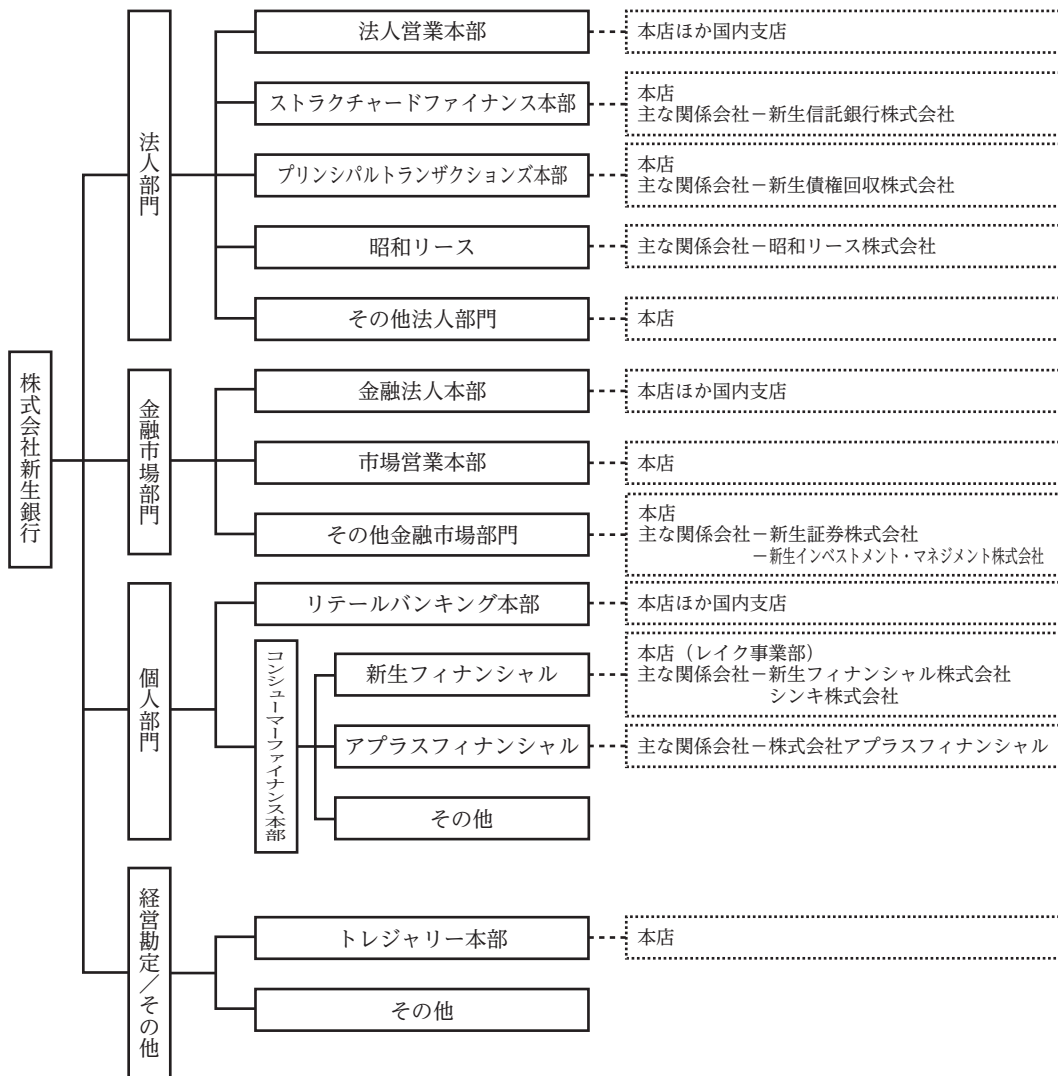
『法人部門』の「法人営業本部」セグメントは事業法人、公共法人向けの金融商品・サービスおよびアドバイザリー業務を、「ストラクチャードファイナンス本部」セグメントはノンリコースローン等の不動産金融業務、建設・不動産業を営む事業法人向けの金融商品・サービス、スペシャルティファイナンス（企業買収ファイナンス等）に関する金融商品・サービスおよび信託業務を、「プリンシパルトランザクションズ本部」セグメントはクレジットトレーディングに関連する金融商品・サービスを、「昭和リース」セグメントはリースを中心とする金融商品・サービスを、「その他法人部門」セグメントは、アセットバック投資等を提供しております。

『金融市場部門』の「金融法人本部」セグメントは金融法人向けの金融商品・サービスを、「市場営業本部」セグメントは、外国為替、デリバティブ、株式関連、その他のキャピタルマーケット業務を、「その他金融市場部門」セグメントは、新生証券株式会社による証券業務、アセットマネジメント業務およびウェルスマネジメント業務を提供しております。

『個人部門』の「リテールバンキング本部」セグメントは個人向けの金融取引・サービスを、「新生フィナンシャル」セグメントは、新生フィナンシャル株式会社（以下「新生フィナンシャル」）、シンキ株式会社および平成23年10月1日付で当行が新生フィナンシャルより譲り受けた個人向け無担保カードローン事業「新生銀行カードローンレイク」による消費者金融業務を、「アプラスフィナンシャル」セグメントは個別信用購入斡旋、クレジットカード、信用保証、融資および集金代行サービスを提供しております。また、『個人部門』の「その他」には、コンシューマーファイナンス本部およびその他子会社の損益が含まれております。なお、平成25年3月1日にロイズTSB銀行から譲受が完了しました海外送金サービス「Goレミット新生海外送金サービス」にかかる損益は「リテールバンキング本部」セグメントに含めております。

また、『経営勘定／その他』の「トレジャリー本部」セグメントは、ALM業務、資本性の資金調達業務を行っております。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと、次のとおりであります。



【金融経済環境】

当事業年度において、日本経済は、長引く円高やデフレの影響を受けながらも、当初は緩やかな回復基調にありましたが、その後、欧州債務危機の長期化や世界景気の減速等により、次第に弱い動きを見せるようになりました。こうした厳しい環境にあって、野田政権による税と社会保障の一体改革やその他の経済対策、日本銀行による段階的な金融緩和の拡大等が図られましたが、政治的な混乱が続き、また世界的な金融緩和の流れが強まる中において、状況を大きく転換するには至りませんでした。

しかしながら、平成24年12月の衆議院総選挙を経て発足した安倍新政権がデフレ脱却、円高是正、経済再生に向けた大胆な金融緩和、機動的な財政出動、民需を喚起する成長戦略の策定等に迅速に取り組む姿勢を明確に示したことが大幅な円高是正や株価上昇をもたらし、さらに世界経済においても一部で回復傾向が見られたことから、国内景気に持ち直しの動きが出てきました。今後は、輸出環境の改善や経済政策、金融政策の効果などを背景に、景気マインドの改善にも支えられて、日本経済が着実に回復していくことが期待されますが、引き続き南欧諸国の一部が財政危機に直面しているなど、世界経済の不確実性は依然として高く、さらに国内の厳しい雇用・所得環境等も踏まえれば、景気の先行き不透明感が拭き取られるには至っておりません。

こうした中、為替相場については、欧州債務危機や世界経済の減速を背景として円高傾向が続いておりましたが、新政権の標榜する大胆な金融緩和や円高是正に対する思惑もあって、特に平成24年12月以降円安傾向に転換し、平成25年3月末には米ドル円で約94円（平成24年3月末比約11円の円安）、ユーロ円で約121円（同比約10円の円安）となりました。次に国内金利については、長期金利（10年国債利回り）は、平成24年3月末には約1%であったものが、安全資産としての日本国債への資金流入や一層の金融緩和に対する思惑から低下傾向が続き、平成25年3月末には0.6%を下回りました。また、短期金利は従前から低水準にありましたが、当第4四半期には一層の低下の余地を探る展開となりました。最後に日経平均株価については、リスク回避の動きが強まって低迷する局面が長く続きましたが、平成24年11月の衆議院解散付近から上昇に向かい、平成25年3月末の終値は1万2,397円91銭（平成24年3月末比約2,310円の上昇）となりました。

【企業集団を巡る当事業年度における事業の経過及び成果】

当行は、法人のお客さま向け業務を担う法人部門および金融市場部門と、個人のお客さまへのリテールバンキング業務とコンシューマーファイナンス業務を担う個人部門において、グループ全体で、幅広い金融商品・サービスを、お客さまの視点に立って、より効率よく、迅速に提供できるよう努めてまいりました。

当行は、平成23年3月から平成25年3月期までを対象期間として、「顧客基盤の再構築」と「収益力の安定化」に注力することを基本コンセプトとした「第一次中期経営計画」を策定しております。当事業年度は同計画の3年目に当たり、計画の達成に向けて各業務に邁進いたしました。この結果、「第一次中期経営計画」の所期の目標は概ね達成できたものと認識しております。各ビジネス分野における業務の取り組み状況は以下のとおりです。

（法人業務）

主として事業法人・公共法人向けファイナンス、アドバイザービジネスを中心に行う法人部門および金融市場・金融法人向けビジネスを行う金融市場部門において緊密な連携を図りながら、法人業務を積極的に推進してまいりました。

法人部門においては、事業法人、公共法人のお客さまに対して、新規貸出顧客の開拓など顧客基盤の拡大に努めるとともに、それぞれの顧客特性に向けた最適なソリューションの提供に引き続き努めております。前事業年度から、技術や事業モデルなどにおいて潜在的な成長力を有する企業、新たな事業領域や震災復興を含む地域経済の活性化につながる事業などを注力分野としており、経営課題への多面的なソリューション提供を通じた成長産業の支援・育成を推進する新たな事業戦略を打ち出し、法人部門全体での取り組みを本格化させています。具体的には、再生可能エネルギー分野では、北海道東地域に建設された大規模太陽光発電所（メガソーラー）に対するプロジェクトファイナンスを組成するなど、同分野におけるファイナンスアレンジ業務を推進しています。また、地域振興関連では、福島県における未上場企業をはじめとする成長産業の育成に特化したファンドに投資いたしました。さらに、お客さまのアジア進出などに係る支援業務についても、現地の金融機関との業務提携なども活用して、注力しております。加えて、当行の独自性と特色を活かしたヘルスケアファイナンスや企業再生ビジネスにも積極的に取り組み、いずれも具体的な案件の推進に注力しています。このうち、ヘルスケアファイナンスでは、ヘルスケア施設を運用対象資産とする個人投資家を対象とした不動産投資私募ファンド2件に対するノンリコースローンの提供を行い、今後、ヘルスケアREIT（Real Estate Investment Trust）創設を視野に入れたシリーズ化による展開も検討してまいります。さらに、不動産ノンリ

コースファイナンス、企業買収ファイナンスなどのスペシャルティファイナンス、クレジットトレーディング、アドバイザーなどについても、引き続き強化・推進を図っております。加えて、同部門の傘下にある昭和リース株式会社（以下「昭和リース」）においては、主力である中堅・中小企業への産業・工作機械や建設機械などのリースと並行して、LED関連、風力発電や産業向け太陽光発電などの環境関連ビジネス、半導体設備向けファイナンス、サプライヤー提携強化、アセット向けファイナンスの拡大などに継続して取り組むとともに、当行の法人営業との協業による顧客基盤の拡充も引き続き推進しております。

次に、金融市場部門においては、低金利環境下で資金運用難に直面している金融機関のお客さま向けに仕組預金やクレジットリンク・ローンなどの投資商品の提供および事業法人・公共法人営業との連携によるローンの売買・仲介に努めています。当事業年度においては、金融機関のお客さまに対するアセットマネジメント業務強化の一環として、私募投資信託業務を本格的に展開しております。また、提携地域金融機関のお客さまが当行の開発した仕組預金などを自らのブランドで販売する「ホワイトラベル」ビジネスを推進するとともに、地域金融機関のお客さまとの協調による地域振興にも引き続き積極的に取り組んでおります。

一方、自己勘定取引などによって過去に積み上がったノンコア資産については、市場動向などに留意しながら順調に削減してきており、「第一次中期経営計画」で掲げた目標を上回るペースで減少しています。

なお、平成24年12月14日に、当行子会社である新生インベストメント・マネジメント株式会社は、投資一任業務における投資対象資産の買付価格に関するデューデリジェンス態勢が不十分であり、善管注意義務違反があったとして、金融庁より業務改善命令を受けました。当行は、これを厳粛に受け止め、再発防止に努めるとともに、グループにおける法令遵守の一層の徹底、内部管理体制のさらなる強化を図ってまいります。

（個人業務）

個人部門では、銀行本体のリテールバンキング業務と銀行本体および子会社を通じたコンシューマーファイナンス業務を推進し、当行グループの個人のお客さまに対して革新的なソリューションを提供しております。

リテールバンキング業務では、多様なお客さまの資産運用のニーズにお応えするため、円預金に加え、外貨預金・仕組預金・仕組債・投資信託・保険商品など幅広い金融商品を提供するとともに、ユニークな商品設計の「パワースマート住宅ローン」の提供にも積極的に取り組んでまいりました。具体的には、預金については、平成24年11月から平成25年1月にかけて円定期預金キャンペーンを実施し、お客さまからご好評をいただきました。円建て仕組預金については、平成24年9月6日から同年12月16日まで取り扱いを一時停止いたしました。同年12月17日以降、新規の預け入れ分については預金保険の保護の対象範囲を整理して取り扱いを再開しております。外貨預金については、平成24年6月から人民元、ブラジルレアル、トルコリラの取り扱いを開始するとともに、英国のロイズ・バンキング・グループの日本における海外送金事業を譲り受け、平成25年3月から新たな海外送金サービスを開始し、お客さまの資産運用における選択肢の多様化や利便性の向上を目指したサービスの強化に取り組んでおります。また、平成24年6月にはフェイスブックおよびツイッターで公式アカウントを開設し、お客さまへの情報提供の機会拡充を図っております。

このような施策の結果、顧客基盤については、総合口座「PowerFlex（パワーフレックス）」の口座数は平成25年3月末には270万口座を超え、個人預金残高は、仕組預金などの満期到来資金の2週間満期預金への振り替えなどを通じ、資金調達効率を高めつつ、同3月末現在で4兆6,900億円超となり、当行の安定的な資金調達基盤の確立に貢献しております。債券、投資信託、保険投資商品、仕組債を含む個人預り資産残高は、同3月末現在、5兆8,200億円超となりました。また、住宅ローンについても、お客さまの生活変動リスクにより柔軟に対応できるよう、月々の返済金額をコントロールできるサービスと所定の要介護状態に備える保険を付加した「パワースマート住宅ローン（安心パック）」の取り扱いを平成24年12月から開始するなど、従来から高い評価を得ていた商品性をさらに拡充し、残高を積上げております。この結果、住宅ローン残高は平成25年3月末には1兆900億円に達しております。

一方、コンシューマーファイナンス業務においては、改正貸金業法の完全施行などによる影響で業務環境は依然厳しいものの、市場回復の兆しも見えてつある中、当行グループを挙げて、引き続き合理化・効率化に取り組むとともに、積極的な事業展開を図っております。

具体的には、新生フィナンシャル株式会社（以下「新生フィナンシャル」）の事業の一部を譲り受け、平成23年10月から銀行本体で開始した個人向け無担保ローン「新生銀行カードローン レイク」については、平成25年3月末時点までの実績は、顧客数約18万人、貸出残高646億円と順調な推移を見せております。今後も旧来の「레이크」と同様の顧客層の確実な獲得に注力するとともに、リテールバンキングのお客さまをはじめとする無担保カードローンに対する潜在的ニーズをお持ちのお客さまにもサービスの提供を図り、さらに同事業を拡充してまいります。

また、株式会社アプラスフィナンシャル（以下「アプラスフィナンシャル」）においては、その事業子会社によりショッピングクレジット事業、クレジットカード事業、決済事業、個人ローンおよび債権回収業務などについて、外部との提携も活用しつつ、その拡充を図っております。株式会社アプラスが株式会社Tポイント・ジャパンと提携し、平成23年5月から取り扱いを開始した「Tポイント付きアプラス（ショッピング）クレジット」については、導入加盟店、取扱額ともに順調に増大しており、平成24年7月には「Tポイント付きアプラスオートクレジット」、同年11月には「Tポイント付きアプラス家賃サービス」の取り扱いを開始するなど、同社にとって強力な差別化商品となっております。また、新生フィナンシャルは個人向け無担保ローンのお客さまへのサービスを継続するとともに、「新生銀行カードローン レイク」および他の金融機関との提携を通じた個人向け無担保ローンの信用保証業務の拡大により、今後とも安定的な収益を確保し、さらなる成長を図ります。

当行コンシューマーファイナンス子会社において、過払い利息の開示請求件数や利息返還額は概ね減少傾向にあり、過去のピークを大きく下回っております。このような状況に鑑み、将来にわたるいわゆる過払いリスクから決別し、業績のダウンサイドリスクを払拭するため、前事業年度に利息返還損失引当金の追加繰入を実施いたしました。この結果、当事業年度においては、利息返還損失引当金の追加繰入は行っておりません。なお、新生フィナンシャルについては、過払利息返還請求を受けるリスクのある取得資産のうち相当な部分について、GEによる損失補償が付与されており、リスクは限定的となっております。当行は、今後とも、コンシューマーファイナンス業務の効率性の向上、競争力の強化に取り組んでまいります。

（財務基盤）

当事業年度においては、当期純利益の積み上げなどによってTier I 資本が増加したことに加え、資産の質の改善によりリスクアセットが減少したことから、自己資本比率については12.24%、Tier I 比率は10.41%と、前事業年度末比改善いたしました。

（震災への対応について）

東日本大震災で被災した地域の復興に向けた支援のため、当行およびグループ会社の社員から参加を募り、被災地でのボランティア活動を実施しております。当事業年度においては宮城県などの被災地域で3回に分けて実施、述べ約70名の社員が参加いたしました。また、平成24年7月には、当行およびグループ各社の社員からの募金により、宮城県内の仮設住宅へ街灯4基を寄贈するなど、被災地の復興の進展に応じた多様な支援活動を実施しております。当行では、今後も被災地の日も早い復興のため、金融機関として円滑な金融サービスのご提供に努めてまいります。

（業績）

以上のような事業経過のもと、当事業年度の連結決算における経常収益は3,860億円（前事業年度比271億円減少）、経常費用は3,315億円（同比648億円減少）となり、この結果、経常利益は544億円（同比377億円増加）、当期純利益は510億円（同比446億円増加）となりました。また、当行グループの当事業年度における経営管理上のセグメント利益の合計は648億円（同比21億円増加）となりました。

当事業年度は、過年度に実施した業績のダウンサイドリスクを払拭する措置により非経常的な要因が業績に与える影響が限定的となる中、顧客基盤の拡充、収益力の安定・向上に向けて業務に邁進した結果、当期純利益は前事業年度から大幅な増益となりました。

セグメント別では、法人部門は、顧客基盤の再構築と収益力の向上に向けた取り組みが着実に成果を上げたこと、経費および与信関連費用が減少したこと、昭和リースも順調に利益を計上したことから、堅調な業績となりました。

金融市場部門は、これまでの顧客基盤拡充の取り組み、顧客ニーズに即した商品・サービスの開発・提供の推進、経費削減および償却済み債権の回収などにより、前事業年度を上回る業績となりました。

個人部門については、まずリテールバンキング本部は、市中金利の低下による預金にかかる資金利益の減少などがあったものの、顧客ニーズにあった運用商品や住宅ローンの提供、継続的な効率化・合理化努力などにより、引き続き安定的な利益を計上しました。

次に、コンシューマーファイナンス本部は、引き続き子会社における貸出の減少により資金利益は減少したものの、「新生銀行カードローン レイク」において順調に貸出を伸ばしていることもあり、減少ペースは緩やかになってきております。また、与信管理の厳格化、回収体制の強化と、総量規制も影響しての債権の良質化などにより、与信関連費用の発生は抑制されており、さらに、継続的な業務の効率化も奏功して、順調に利益を計上いたしました。

また、「経営勘定/その他」は、ALM業務を所管するトレジャリー本部における国債売却益の増加などにより、業績は前事業年度に比べて改善いたしました。

セグメント別の業績は以下のとおりとなりました。

(単位：百万円)

	平成24年度（当期）							
	法 人 部 門					金 融 市 場 部 門		
	法人営業本部	ストラクチャー ファイナンス 本部	プリンシパル ランザクションズ 本部	昭和リース	その他 法人部門	金融法人本部	市場営業本部	その他金融 市場部門
業務粗利益	14,885	20,452	11,421	14,094	△3,958	4,571	7,213	2,458
資金利益	10,110	16,365	5,022	△1,618	△65	1,603	1,256	135
非資金利益	4,775	4,087	6,398	15,712	△3,893	2,967	5,957	2,322
経 費	6,379	4,635	3,844	7,860	1,536	2,310	3,197	3,520
与信関連費用 (△は益)	△3,273	6,063	△531	△85	4,151	△6,284	△1,050	△241
セグメント利益 (△は損失)	11,779	9,753	8,107	6,318	△9,646	8,545	5,066	△820

	個 人 部 門				経営勘定/その他		合 計
	リテールバン キング本部	コンシューマーファイナンス本部			トレジャリー本部	そ の 他	
		新生ファイナ ンシャル	アプラス ファイナ ンシャル	そ の 他			
業務粗利益	33,104	43,955	47,820	1,611	4,496	△3,117	199,009
資金利益	26,005	47,842	9,223	1,412	△2,710	△2,897	111,685
非資金利益	7,099	△3,887	38,597	199	7,207	△219	87,324
経 費	30,236	29,367	33,203	503	1,263	763	128,624
与信関連費用 (△は益)	16	△165	6,497	△89	—	515	5,522
セグメント利益 (△は損失)	2,851	14,753	8,119	1,197	3,233	△4,397	64,862

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

【企業集団が対処すべき課題】

当行グループは、平成25年3月期までの3年間を対象期間とする「第一次中期経営計画」を踏まえ、持続的な成長と経営理念の実現を確かなものとするため、「顧客基盤の更なる拡大」と「良質資産の積上げ・ポートフォリオの改善」を基本とする「第二次中期経営計画」（対象期間：平成26年3月期から平成28年3月期）を平成25年3月に策定いたしました。同計画の達成に向けて、以下のとおり各種戦略施策、体制の強化に引き続き取り組んでまいります。

1. お客様のニーズに応える商品・サービスの提供による当行グループ全体の長期的・安定的な収益の計上
当行グループは、多様化・高度化するお客様のニーズに対して、付加価値の高い商品・サービスをスピーディーにご提供するとともに、グループ全体で徹底した合理化に取り組むことで、長期的・安定的な収益の計上を目指してまいります。また、震災被災地域の復興支援に真摯に取り組み、被災地の一日も早い復興のため、金融機関として円滑な金融サービスのご提供に努めてまいります。

（法人業務）

法人業務については、事業参画を通じた企業・産業・地域の成長支援と、専門能力の強化・実践を基本戦略とし、「医療・ヘルスケア」、「再生可能エネルギー」、「創業支援・企業再生支援」を重点分野に定め、当該分野における知見・ネットワーク・金融機能の融合による最高のサービスの提供による差別化を促進します。また、当行グループの専門性のある分野を一層強化し、不動産ファイナンスにおけるポートフォリオの再構築と収益の確保、今後成長が見込まれるストラクチャードファイナンス分野での新たな取り組み強化、金融円滑化法終了後の対応における他の金融機関などとの連携を通じた、当行グループの事業再生ノウハウの提供、マーケットソリューション能力の充実・強化などに積極的に取り組んでまいります。事業法人向け貸出については、お客様の問題を自らの課題として取り組む「事業参画」アプローチを基本に、法人営業体制を強化し、顧客基盤のさらなる拡大を図ります。金融法人に対しては、多面的な機能提供による取引深耕と業務協調を推進するとともに、強固な金融法人ネットワークを通じた提携ビジネスを推進いたします。海外については、地域金融機関や海外の現地金融機関と連携して、お客様の海外展開を引き続き支援するとともに、欧州やアジア・オセアニア地域などでの優良なプロジェクトファイナンス案件への取り組みを強化してまいります。

（個人業務）

当行グループ各社の商品・サービスを、ニーズに合わせて自由に利用できるお客様を「コア顧客」と定義し、当行グループ全ての機能を活用し、運用・決済・融資・コンサルティングなど幅広い接点を通じた多面的なお取引の提供により、コア顧客の拡大に注力してまいります。このため、店舗・コールセンター・インターネットそれぞれの特性を活かしたチャネル間の連携の強化、お客様の視点に立った投資信託や仕組債などの商品・サービスの他社に先んじての提供、コンサルティング力の更なる強化などを図り、新たなリテール金融モデルの実現を目指します。また、ローンビジネスについては、お客様のニーズをより深く理解した住宅ローン商品の拡充、無担保カードローン市場における信頼される貸手としての地位の確立、目的ローン商品の品揃えと残高の拡大、地域金融機関との連携による保証業務の拡大などに取り組み、さらなる拡大・発展を目指します。海外については、アジア地域での中間層の拡大に伴う小口資金ニーズに対して、無担保ローンや割賦などの活用を検討するとともに、国内のお客様の海外での資金運用ニーズへの対応も検討してまいります。

2. リスク管理、コーポレート・ガバナンスの強化と透明性の高い経営

当行は、グループ会社を含めた、「バーゼルⅡ」（銀行法に基づく自己資本比率規制で、当行は基礎的内部格付手法を採用）のスムーズな運用とリスク管理の高度化およびリスク・リターンの的確な把握を通じて、経営資源の最適な配分を実現し、バランスのとれた業務運営により一層努めてまいります。また、新たな自己資本規制（バーゼルⅢ）に対しては、規制上は国内基準行ではありますが、国際統一基準も意識した経営を行い、必要な体制準備や施策に取り組んでまいります。

当行は、監査役会設置会社を選択しております。このガバナンス体制のもと、経営の最高意思決定機関である取締役会に業務執行の権限・責任を集中させ、業務執行および取締役会から独立した監査役および監査役会に監査機能を担わせることで、適切な経営の意思決定と業務執行を実現するとともに、組織的に十分牽制の効くガバナンス体制を確立しています。また、日常の業務執行の機動性を確保するため執行役員制度を導入し、取締役社長をはじめとする業務執行取締役による指揮のもと、取締役会から委任された執行役員および各業務部門の部門長がそれぞれ管掌する業務を効率的に遂行する体制を確保しております。さらに、取締役会の承認

に基づき、業務執行取締役、部門長である執行役員などからなる経営会議（Executive Committee）を設置し、迅速かつ効率的な業務運営を実現してまいります。当事業年度においては、経営会議の取締役社長に対する牽制機能を強化する一方、部門長である執行役員の経営への一層深度ある取り組みと組織全体の活性化を図るため、その運営方法を改善いたしました。

当行グループは、「財務報告に係る内部統制の評価および監査の基準」（いわゆる“J-SOX”）への対応体制を確立し、内部統制システムの運用強化とともに、金融商品取引法の規定に沿い、お客さま保護を念頭においたコンプライアンス体制の強化による法令遵守の一層の徹底に引き続き努めてまいります。加えて上場企業として、投資家の目線に立った適時、適切かつ透明性の高い情報開示に取り組んでまいります。

「第二次中期経営計画」の実行を支える経営インフラの整備のうち、ITシステムの安定稼働に努めることは社会基盤の一端を担う金融機関として果たすべき当然の使命であり、重要な経営課題と考えています。今後は、現行システムの安定稼働に努めるとともに、中長期の経営方針に沿った堅牢で安定的な次期システムの構築に取り組んでまいります。

3. 経営健全化計画の達成

当行は、平成25年3月に新しい「経営の健全化のための計画」（経営健全化計画）を金融庁に提出いたしました。平成22年に策定した「第一次中期経営計画」を踏まえ、その基本コンセプトを引き継ぎながら「第二次中期経営計画」を策定し、新たな分野に挑戦することで、当行グループのさらなる発展を目指してまいります。新たに策定した経営健全化計画につきましても、公的資金を受けている金融機関としての役割期待を認識し、その社会的責任を全うするとともに、計画上の諸施策を真摯に実行し、「第二次中期経営計画」に沿った中長期的に安定した収益基盤の確立に努め、経営健全化計画の達成に向け、全行が一丸となって業務に取り組んでまいります。

今後とも、皆さまには、なお一層のご支援・ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

（注記）3. については、子会社等を含まない記述となっております。

(2) 企業集団及び当行の財産及び損益の状況

イ. 企業集団の財産及び損益の状況

（単位：億円）

	平成21年度 （第10期）	平成22年度 （第11期）	平成23年度 （第12期）	平成24年度 （当期）
連結経常収益	5,663	4,658	4,132	3,860
連結経常利益 （△は連結経常損失）	△726	244	167	544
連結当期純利益 （△は連結当期純損失）	△1,401	426	64	510
連結包括利益	—	149	240	627
連結純資産額	6,349	6,111	6,276	6,836
連結総資産	113,767	102,315	86,096	90,293

（注）1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 収益力の安定化を確実にするために前期において実施した措置等により、当期は与信関連費用が大幅に改善し、また、利息返還損失引当金の追加繰入も実施しませんでした。この結果、当期の連結当期純利益は、前期に比べて446億円増加の510億円となりました。

ロ. 当行の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成21年度 (第10期)	平成22年度 (第11期)	平成23年度 (第12期)	平成24年度 (当期)
預 金	68,244	57,393	57,882	58,362
定期性預金	44,275	36,081	32,976	32,554
その他	23,969	21,311	24,905	25,808
債 券 発 行 高	4,875	3,525	2,968	2,650
利付債券	4,875	3,525	2,968	2,650
割引債券	—	—	—	—
社 債	3,425	2,222	2,122	2,207
貸 出 金	47,328	39,732	41,026	42,244
個人向け	8,907	9,211	9,561	11,565
中小企業向け	19,091	14,549	16,580	15,835
その他	19,329	15,971	14,884	14,842
特定取引資産 (トレーディング資産)	2,110	1,828	1,566	2,589
特定取引負債 (トレーディング負債)	1,766	1,443	1,276	2,262
有 価 証 券	36,745	37,017	22,866	22,826
国 債	23,615	24,625	12,851	13,373
その他	13,129	12,392	10,015	9,452
総 資 産	104,885	92,580	78,744	83,076
純 資 産 額	5,559	6,187	6,441	6,658
内 国 為 替 取 扱 高	306,443	279,869	208,650	194,947
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 7,421	百万ドル 9,524	百万ドル 12,432	百万ドル 10,969
経 常 利 益 (△は経常損失)	百万円 △44,205	百万円 7,968	百万円 18,119	百万円 25,710
当 期 純 利 益 (△は当期純損失)	百万円 △47,644	百万円 11,170	百万円 13,894	百万円 24,656
1株当たり当期純利益 (△は1株当たり当期純損失)	円 銭 △24 26	円 銭 5 59	円 銭 5 23	円 銭 9 29

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 「預金」及び内訳の「その他」には譲渡性預金が含まれております。
 3. 平成24年度は、金利低下による資金調達費用の減少や国債売却益の増加に加え、ノンコア資産の圧縮などが奏功し、与信コストが大幅に減少したことから当期純利益は前年度比107億円増の246億円になりました。

(3) 企業集団の使用人の状況

	当 年 度 末															合 計
	法 人 部 門					金 融 市 場 部 門			個 人 部 門				経 営 勘 定 他			
	法人営業本部	ストラクチャードファイナンス本部	プリンシパル・トランザクションズ本部	昭 和 移 入	その 他 法人部門	金融法人本部	市場営業本部	その他金融市場部門	リテールバンク本部	コンシューマーファイナンス本部			トレジャー本部	その他		
使用人数	人 178	人 138	人 154	人 507	人 41	人 62	人 59	人 122	人 600	人 1,005	人 1,260	人 49	人 19	人 669	人 4,863	

	前 年 度 末															合 計
	法 人 部 門					金 融 市 場 部 門			個 人 部 門				経 営 勘 定 他			
	法人営業本部	ストラクチャードファイナンス本部	プリンシパル・トランザクションズ本部	昭 和 移 入	その 他 法人部門	金融法人本部	市場営業本部	その他金融市場部門	リテールバンク本部	コンシューマーファイナンス本部			トレジャー本部	その他		
使用人数	人 170	人 131	人 146	人 508	人 37	人 61	人 54	人 129	人 569	人 984	人 1,309	人 47	人 16	人 669	人 4,830	

(注) 使用人数には、海外の現地採用者を含んでおります。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ. 当行

① 当行の営業所数の推移

	当 年 度 末		前 年 度 末	
	店	うち出張所	店	うち出張所
北海道・東北地区	2	(-)	2	(-)
関東地区 (うち東京都内)	24	(7)	24	(7)
	(14)	(2)	(14)	(2)
中部地区	2	(-)	2	(-)
近畿地区	12	(7)	11	(6)
中国・四国・九州地区	3	(-)	3	(-)
国内計	43	(14)	42	(13)
海外	-	(-)	-	(-)
合計	43	(14)	42	(13)

(注) 当年度末において店舗外現金自動設備80か所及びレイク事業無人店舗785店を有しております。

② 当行の当年度新設営業所

営業所名	所在地
梅田支店 阪急梅田出張所	大阪府大阪市北区角田町 8-47 阪急グランドビル 2階

③ 銀行代理業者の一覧

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	銀行代理業以外の主要業務
ロイズ・ティエスピー・バンク・ピーエルシー 東京支店	東京都港区赤坂 2-11-7 赤坂ツインタワー新館 5F	その他の銀行
香港上海銀行 東京支店	東京都中央区日本橋 3-11-1	その他の銀行、クレジットカード業
スタンダードチャータード銀行丸の内支店	東京都千代田区丸の内 2-2-1 岸本ビル	その他の銀行、金融商品取引業、金融商品仲介業、生命保険媒介業

④ 銀行が営む銀行代理業等の状況
該当事項はありません。

ロ. 子会社

① 法人部門

主要な会社名とその主要な営業所

会社名	営業所名	所在地
新生信託銀行株式会社	本店	東京都中央区日本橋室町 2-4-3
新生債権回収株式会社	本店	東京都中央区日本橋室町 2-4-3
昭和リース株式会社	本店	東京都文京区後楽 1-4-14

② 金融市場部門

主要な会社名とその主要な営業所

会社名	営業所名	所在地
新生証券株式会社	本店	東京都中央区日本橋室町 2-4-3
新生インベストメント・マネジメント株式会社	本店	東京都中央区日本橋室町 2-4-3

③ 個人部門

主要な会社名とその主要な営業所

会社名	営業所名	所在地
新生フィナンシャル株式会社	本店	東京都千代田区鍛冶町 1-7-7
シンキ株式会社	本店	東京都豊島区東池袋 3-1-1
株式会社アプラスフィナンシャル	東京本部	東京都新宿区新小川町 4-1

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ. 設備投資の総額 (単位:百万円)

事業セグメント		金額
当行(注)2		2,782
子会社	法人部門	669
	金融市場部門	39
	個人部門	3,980
	経営勘定/その他	0
合計		7,472

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 当行単体ベースで、各事業セグメントにおいて実施した設備投資額を合計して記載しております。

ロ. 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当事項はありません。

ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金(百万円)	当行が有する子会社等の議決権比率(%)	その他
株式会社アプラスフィナンシャル	大阪府大阪市	信販業務	昭和31年 10月6日	15,000	95.03 (91.99)	—
昭和リース株式会社	東京都文京区	リース業務	昭和44年 4月2日	29,360	97.84	—
シンキ株式会社	東京都豊島区	金融業務	昭和29年 12月1日	28,619	100.00 (100.00)	—
新生フィナンシャル株式会社	東京都千代田区	金融業務	平成3年 6月3日	91,518	100.00	—
新生信託銀行株式会社	東京都中央区	信託業務	平成8年 11月27日	5,000	100.00	—
新生証券株式会社	東京都中央区	証券業務	平成9年 8月11日	8,750	100.00	—

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 当行が有する子会社等の議決権比率の()内は、間接所有分(内数)であります。

3. 上記の重要な子会社を含む連結される子会社および子法人等は186社、持分法適用会社は15社であります。

重要な業務提携の概況

1. 当行は、以下の金融機関と提携し、ATMの相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。
都市銀行
株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行
信託銀行
三井住友信託銀行株式会社、三菱UFJ信託銀行株式会社、みずほ信託銀行株式会社
その他
株式会社商工組合中央金庫、株式会社あおぞら銀行、三浦藤沢信用金庫
2. 当行は、株式会社ゆうちょ銀行と提携し、ATMの相互利用による現金入出金のサービスを行っております。
3. 当行は、株式会社セブン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置された同行ATMによる現金入出金サービスを提供しております。また、同行との共同ATMコーナーを展開しております。
4. 当行は、以下の鉄道会社の駅構内に当行ATMを設置し、現金入出金のサービスを行っております。
東京地下鉄株式会社（東京メトロ）、近畿日本鉄道株式会社
加えて、JR名古屋駅、JR三鷹駅にも当行ATMを設置し、現金入出金のサービスを行っております。
5. 当行は、ピザ・インターナショナルと提携し、海外のPLUSのATMによる現地通貨の現金出金サービスを行っております。
6. 当行は、連結子会社である株式会社アプラスと提携し、同社が発行するクレジットカード「新生アプラスゴールドカード」「新生アプラスカード」の申込み取次ぎを行っております。
7. 当行は、平成23年10月からサービスを開始しております「新生銀行カードローン レイク」について、保証会社として当行連結子会社である新生フィナンシャル株式会社と保証委託契約を締結しております。
8. 当行は、株式会社東和銀行と業務提携を行っております。
9. 当行は、ベトナムの金融持株会社Baoviet Holdings（バオベトホールディングス）と、ビジネスマッチング業務、融資・貿易金融関連業務、アドバイザー業務、資金運用商品の提供などの広範な業務について業務提携契約を締結しております。
10. 当行は、インドの商業銀行YES BANK, Limited（イエスバンク）と、情報共有、ビジネスマッチング、シンジケーション、融資、投資銀行業務、貿易金融、送金業務、トレジャリー業務などの広範な業務について、業務提携契約を締結しております。
11. 当行は、当行の持分法適用会社である台湾の金融持株会社、日盛金融控股股份有限公司（Jin Sun Financial Holdings Co., Ltd.）とビジネスマッチング業務、融資・貿易金融関連業務、アドバイザー業務や資金運用商品の提供などの広範な業務分野について、業務協調に関する覚書を締結しております。

(7) 事業譲渡等の状況

イ. 重要な事業譲渡、吸収分割又は新設分割
該当事項はありません。

ロ. 他の会社の事業の譲受けのうち重要なもの
該当事項はありません。

ハ. 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分のうち重要なもの
該当事項はありません。

ニ. 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の継承のうち重要なもの
該当事項はありません。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状況

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
当麻茂樹	代表取締役社長	—	—
中村行男	代表取締役	—	—
J. クリストファー フラワーズ	取締役(社外)	J. C. フラワーズ社 マネージングディレクター兼最高経営責任者 ケスラーグループ アドバイザリーボードメンバー フラワーズ・ナショナル銀行 会長 NIBCホールディング スーパーバイザリーボードメンバー	—
可児 滋	取締役(社外)	横浜商科大学 教授	—
榎原 純	取締役(社外)	株式会社ネオテニー 取締役会長 RHJインターナショナル 社外取締役 マネックスグループ株式会社 社外取締役	—
高橋 弘幸	取締役(社外)	パナソニック株式会社 社外監査役 協和発酵キリン株式会社 社外監査役	—
永田 信哉	常勤監査役	—	同氏は、当行において財務・会計に係る業務に長年にわたって従事した経験があり、財務及び会計に関する相見の知見を有するものであります。
志賀 こず江	監査役(社外)	弁護士 特種東海製紙株式会社 社外監査役 株式会社東横イン 社外取締役	—
田村 達也	監査役(社外)	株式会社グローバル経営研究所 代表取締役 特定非営利活動法人日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク 代表理事 株式会社オートボックスセブン 社外取締役 公益社団法人日本経済研究センター 監事	—

- (注) 1. 監査役 鈴木啓史氏は、平成24年6月20日開催の第12期定時株主総会の終結時をもって監査役を辞任しました。
2. 社外取締役 可児 滋、榎原 純、高橋弘幸の各氏及び社外監査役 志賀こず江、田村達也の各氏は、株式会社東京証券取引所に対して、独立役員届出書を提出しております。
3. 当行は執行役員制度を導入しており、平成25年3月31日現在の取締役兼務を含む執行役員の人数は20名となります。

(2) 会社役員に対する報酬等
当該年度にかかる役員報酬等の総額

区 分	支 給 人 数	報 酬 等	摘 要
取 締 役	6名 (内 退任済み 0名)	129百万円 (内 報酬以外の金額 0百万円)	
監 査 役	4名 (内 退任済み 1名)	40百万円 (内 報酬以外の金額 -百万円)	
計	10名 (内 退任済み 1名)	169百万円 (内 報酬以外の金額 0百万円)	

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記報酬以外の金額0百万円は、過事業年度における職務執行の対価として当事業年度に費用計上した株価連動報酬関連費用となります。
3. 上記区分において、執行役員を兼務している取締役が2名おります。
4. 取締役に対する業績連動報酬の支給はしていません。
5. 当事業年度は退職慰労金を支給していません。
6. 平成22年6月23日開催の第10期定時株主総会決議において、取締役の報酬等の限度額は、年額180百万円（うち社外取締役500万円）、監査役の報酬等の限度額は、年額60百万円と、決議いただいております。ただし、報酬等の限度額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。なお、執行役員を兼務する取締役に対しては、執行役員としての賞与として、年額5百万円を支給しております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼 職 そ の 他 の 状 況		銀行と当該他の法人等との関係
J.クリストファー フ ラ ウ ー ズ	J. C. フラワーズ社	マネージング ディレクター兼 最高経営責任者 (業務執行者)	J. C. フラワーズ社が助言を行っているファンドの投資家が、同じく同社より助言を得ている当行主要株主への投資を通じて間接的に当行に投資しています。当行は同社が助言を行っているファンドに投資しています。同社が運営するファンドの一部につき、当行は同社と助言に関する取り決めを行っています。
	ケスラーグループ	アドバイザー ボードメンバー	ケスラーグループと当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
	フラワーズ・ナショナル銀行	会長	フラワーズ・ナショナル銀行と当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
	NIBCホールディング	スーパーバイザ リーボードメン バー	NIBCホールディングに対し当行は間接的に出資を行っております。
可 児 滋	横浜商科大学	教授	横浜商科大学と当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。

氏名	兼職その他の状況		銀行と当該他の法人等との関係
榎原 純	株式会社ネオテニー	取締役会長 (業務執行者)	株式会社ネオテニーと当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
	RHJインターナショナル	社外取締役	RHJインターナショナルと当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
	マネックスグループ株式会社	社外取締役	当行からマネックスグループ株式会社に対する融資取引があります。資本関係その他の関係はありません。
高橋 弘幸	パナソニック株式会社	社外監査役	パナソニック株式会社と当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
	協和発酵キリン株式会社	社外監査役	協和発酵キリン株式会社と当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
志賀 こず江	特種東海製紙株式会社	社外監査役	特種東海製紙株式会社と当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
	株式会社東横イン	社外取締役	株式会社東横インと当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
田村 達也	株式会社グローバル経営研究所	代表取締役 (業務執行者)	株式会社グローバル経営研究所と当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
	特定非営利活動法人日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク	代表理事 (業務執行者)	特定非営利活動法人日本コーポレート・ガバナンス・ネットワークと当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
	株式会社オートバックスセブン	社外取締役	株式会社オートバックスセブンと当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
	公益社団法人日本経済研究センター	監事	公益社団法人日本経済研究センターと当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
J. クリストファー フラワーズ	社外取締役 12年 取締役(非常勤) 1年	当事業年度開催の取締役会 6回中全てに出席	議案、審議全般において、金融に関する豊富な知識に基づき、必要な発言、助言を適宜行っております。
可児 滋	8年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会 6回中全てに出席	専門分野であるリスク管理の観点から議案、審議について必要な発言、助言を適宜行っております。
榎原 純	1年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会 6回中全てに出席	金融に関する豊富な知識に基づき、議案全般において必要な発言、助言を適宜行っております。
高橋 弘幸	6年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会 6回中全てに出席	他社社外監査役を含めた豊富な業務経験に基づき、議案、審議全般に関し、必要な発言、助言を行っております。
志賀 こそ江	2年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会 6回中全て、監査役会12回中 全てに出席	必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地、他社社外役員としての経験から議案、審議につき発言、助言を行っております。
田村 達也	2年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会 6回中全て、監査役会12回中 全てに出席	他社社外取締役を含めた豊富な業務経験に基づき、議案、審議につき発言、助言を行っております。

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
J. クリストファー フラワーズ 可児 滋 榎原 純 高橋 弘幸 志賀 こそ江 田村 達也	社外取締役および社外監査役は、会社法第427条第1項に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任が限定されるものとし、かかる任務懈怠により当行に損害を与えた場合、社外取締役および社外監査役が職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものです。

(4) 社外役員に対する報酬等

	支給人数	銀行から受けている報酬等	銀行の親会社等から受けている報酬等
社外役員の報酬等の総額等	6名 (内 退任済み 1名)	56百万円 (内 報酬以外の金額 0百万円)	—

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 上記報酬以外の金額0百万円は、過事業年度における職務執行の対価として当事業年度に費用計上した株価連動報酬関連費用となります。

(5) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数	4,000,000千株
発行済株式の総数	2,750,346千株

(株式数にかかる注記)

株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数

52,094名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数	持株比率
SATURN IV SUB LP (JPMCB 380111)	342,840千株	12.91%
預金保険機構	269,128千株	10.14%
株式会社整理回収機構整理回収銀行口	200,000千株	7.53%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	115,453千株	4.35%
SATURN JAPAN III SUB C.V. (JPMCB 380113)	110,449千株	4.16%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	95,703千株	3.60%
UBS SECURITIES LLC-HFS CUSTOMER SEGREGATED ACCOUNT	90,191千株	3.39%
JAMES CHRISTOPHER FLOWERS 380603	76,742千株	2.89%
JP MORGAN CHASE BANK 380055	65,851千株	2.48%
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT - TREATY CLIENTS	61,970千株	2.33%

(注)

1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、自己株式(96,427千株)を控除し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3. JAMES CHRISTOPHER FLOWERS 380603名義の株式は、当行取締役であるJ. クリストファー フラワーズ氏が実質的に保有する株式として、当行が報告を受けている株式です。

5. 当行の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	第1回新株予約権	第5回新株予約権
取締役会決議日	平成16年 6月24日	平成17年 6月24日
発行日	平成16年 7月 1日	平成17年 6月27日
発行した新株予約権の数	9,455個	4,826個
取締役の保有状況 (社外取締役を除く)	21個 / 1名	4個 / 1名
社外取締役の保有状況	－	50個 / 2名
監査役の保有状況	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 4,798,000株 (新株予約権1個につき1,000株)	普通株式 2,108,000株 (新株予約権1個につき1,000株)
新株予約権の行使時の1株当たり払込金額	684円	601円
新株予約権を行使することができる期間	平成18年 7月 1日から平成26年 6月23日	平成19年 7月 1日から平成27年 6月23日
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ① 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ② 新株予約権者は、平成18年7月1日から平成19年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個に切り上げる）に限り、権利を行使することができる。 ③ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。 ④ その他の条件については、平成16年6月24日開催の第4期定時株主総会及び各回上記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。 ② 新株予約権者は平成19年7月1日から平成20年6月30日までの間は、原則として付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる）に限り、権利を行使することができる。ただし、「新株予約権付与契約書」の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。 ③ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。 ④ その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。
有利な条件の内容	新株予約権を無償で発行	

	第7回新株予約権	第13回新株予約権
取締役会決議日	平成17年6月24日	平成18年5月23日
発行日	平成17年6月27日	平成18年5月25日
発行した新株予約権の数	1,255個	5,342個
取締役の保有状況 (社外取締役を除く)	2個/1名	4個/1名
社外取締役の保有状況	—	50個/2名
監査役の保有状況	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 451,000株 (新株予約権1個につき1,000株)	普通株式 2,053,000株 (新株予約権1個につき1,000株)
新株予約権の行使時の1株当たり払込金額	601円	825円
新株予約権を行使することができる期間	平成19年7月1日から平成27年6月23日	平成20年6月1日から平成27年6月23日
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</p> <p>② 新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成20年7月1日以降とし、さらに平成20年7月1日から平成22年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、「新株予約権付与契約書」の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</p> <p>③ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>④ その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。</p>	<p>① 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</p> <p>② 新株予約権者は平成20年6月1日から平成21年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、「新株予約権付与契約書」の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</p> <p>③ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>④ その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。</p>
有利な条件の内容	新株予約権を無償で発行	

	第15回新株予約権	第17回新株予約権
取締役会決議日	平成18年5月23日	平成19年5月9日
発行日	平成18年5月25日	平成19年5月25日
発行した新株予約権の数	1,439個	3,306個
取締役の保有状況 (社外取締役を除く)	2個/1名	—
社外取締役の保有状況	—	30個/3名
監査役の保有状況	—	—
新株予約権の目的となる 株式の種類及び数	普通株式 449,000株 (新株予約権1個につき1,000株)	普通株式 1,224,000株 (新株予約権1個につき1,000株)
新株予約権の行使時の 1株当たり払込金額	825円	555円
新株予約権を行使する ことができる期間	平成20年6月1日から平成27年6月23日	平成21年6月1日から平成29年5月8日
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</p> <p>② 新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成21年6月1日以降とし、さらに平成21年6月1日から平成23年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、「新株予約権付与契約書」の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</p> <p>③ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>④ その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。</p>	<p>① 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</p> <p>② 新株予約権者は平成21年6月1日から平成23年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、「新株予約権付与契約書」の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</p> <p>③ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>④ その他の条件については、平成18年6月27日開催の第6期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。</p>
有利な条件の内容	新株予約権を無償で発行	

	第20回新株予約権
取締役会決議日	平成20年5月14日
発行日	平成20年5月30日
発行した新株予約権の数	2,830個
取締役の保有状況 (社外取締役を除く)	—
社外取締役の保有状況	30個／3名
監査役の保有状況	—
新株予約権の目的となる 株式の種類及び数	普通株式 1,174,000株 (新株予約権1個につき1,000株)
新株予約権の行使時の 1株当たり払込金額	416円
新株予約権を行使するこ とができる期間	平成22年6月1日から平成30年5月13日
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</p> <p>② 新株予約権者は平成22年6月1日から平成24年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、「新株予約権付与契約書」の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</p> <p>③ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>④ その他の条件については、平成19年6月20日開催の第7期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。</p>
有利な条件の内容	新株予約権を無償で発行

- (2) 当事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等
該当事項はありません。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

名 称	当該事業年度に係る報酬等 (百万円)	そ の 他	
有限責任監査法人 トーマツ	監 査 証 明 業 務	391	監査証明業務以外の業務には、自己資本比率の内部管理体制についての調査報告等が含まれます。
	監査証明業務以外の業務	13	
	報 酬 等 計	405	

- (注) 1. 業務執行社員は手塚仙夫氏、石塚雅博氏、松本繁彦氏、濱原啓之氏の4名です。
 2. 「監査証明業務」とは公認会計士法第2条第1項に該当する業務です。
 3. 当行及び当行子会社及び子法人等の会計監査人への当該事業年度に係る報酬等は以下のとおりです。

当 該 事 業 年 度 に 係 る 報 酬 等 (百 万 円)		
	監 査 証 明 業 務	715
	監査証明業務以外の業務	20
	報 酬 等 計	736

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

イ. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認める場合は、監査役全員の同意をもって会計監査人を解任する方針です。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、取締役会は、会計監査人が適正に業務を遂行することが困難であると認められる場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意または請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を目的とする議案を株主総会に提出いたします。

ロ. 会社法第459条第1項の規定による定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針

当行定款第36条に定める会社法第459条第1項の規定により取締役会に与えられた権限の行使に関しましては、財務の健全性・安定性・効率性を勘案しつつ、柔軟かつ機動的な資本政策実施の観点から行使していく方針であります。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 業務の適正を確保する体制

会社法第362条第4項第6号ならびに会社法施行規則第100条第1項および第3項に基づき取締役会が決議すべき業務の適正を確保するための体制（いわゆる内部統制システム）について、当行では、「内部統制規程」およびその関連規程等に詳細を定め、取締役会において決議しており、業務執行取締役および執行役員は自らの所管業務に対する内部統制システムの構築・運用義務を負うとともに、全業務執行取締役、執行役員および従業員がこれに従うことを義務付けております。さらに、取締役会において定期的に内部統制システムの整備状況の確認と内部統制システム構築について基本方針の決定を行うことしております。その概略は以下のとおりです。

- (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制（会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号）

取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制の基礎として、当行は「新生銀行行動規範」を定めて、個々の役職員全員が遵守すべきものとしております。

「新生銀行行動規範」においては、職務に適用される全ての法令や規則の条文および精神の遵守、社内手続きに従うことを求めるとともに、違反報告義務を定めています。またすべての役職員に対し、本規範を理解し遵守することを書面等で定期的に誓約・確約することを義務付けております。

この規範の下、各種法令や規則に従った社内手続きを設け、役職員の行動を詳細に規制するとともに、その実効性を保つために、研修等の教育を実施しております。

- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制（会社法施行規則第100条第1項第1号）

取締役の職務の執行にかかる情報については、その保存媒体に応じ漏洩等のないよう十分な注意をもって保存・管理に努めることとし、監査役の請求に応じて随時提供することとしております。そのほか、取締役および従業員の職務執行に関する情報については当行が定めた「情報セキュリティポリシー」に従い、管理することとしております。

「情報セキュリティポリシー」では、情報を重要な資産と認識し、情報資産を適切に管理・保護することとしております。このポリシーの下、各種社内手続きに従う形で各種情報資産が作成、保存され、また、その特性に応じて適切に管理され、アクセスを認可されたものだけが必要なときにアクセス出来る機密性・可用性を確保しております。

- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第100条第1項第2号）

損失の危険の管理のため、当行は「新生銀行リスクマネジメントポリシー」を定め、同ポリシーに沿ったリスク管理体制を構築しております。

「新生銀行リスクマネジメントポリシー」では、当行および当行グループが抱えるリスクの総和を把握し、能動的な管理を行うための基本方針を定めており、そのリスク管理は「マクロアプローチ」（経営機関による資本・資源の配分と評価）と、「規格化された業務管理フレームワーク」（段階的に分散化されたリスク取得承認プロセス）の融合により実践する体制としております。具体的な「業務管理フレームワーク」として、①信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスク、投資リスクといったリスクの属性区分、②リスクポリシー委員会、複合リスク案件委員会、クレジット委員会、債権管理委員会、ALM委員会、市場取引統轄委員会、新規事業・商品委員会といったリスクに応じた各種委員会組織の組成・目的・使命・機能、および③リスク管理部門の機能・役割と責任等を規定しております。このポリシーの下、各種の社内手続きが整備され、各担当部門や各委員会を通じてリスクマネジメントを実施しております。

また、大規模な災害、事故その他の当行事業活動に対する中断事由が生じた場合に備えて、業務継続体制管理委員会を設置、業務継続体制に関する各種規定を定め、重要業務を継続し、お客様や社会に対する責務を最大限遂行するための体制を確保することとしております。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第3号）
当行は、日常の業務執行の機動性・効率性を確保するため執行役員制度を採用し、取締役社長をはじめとする業務執行取締役による指揮のもと、取締役会から委任された執行役員および各業務部門長がそれぞれ管掌する業務を遂行する体制をとっており、業務執行取締役および執行役員は、「業務執行規程」に従い、日々の業務執行を行うこととしております。
「業務執行規程」には、業務執行取締役および執行役員の選任・解任の基準のほか、法令等の遵守、善管注意義務・忠実義務、競業禁止義務、利益相反行為の禁止、取締役会への報告義務、当行に著しい損害を及ぼす恐れのある場合の対応、職務執行にかかる情報の保存および管理、さらに取締役社長が業務執行に関する決定を行う機関として業務執行取締役および部門長である執行役員レベルからなる経営会議の設置、業務執行取締役および執行役員の職務権限と責任など、取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための基本的な事項を規定しております。
- (5) 当該株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第5号）
当行全体の経営方針やビジネスプランおよびリスク管理やコンプライアンス態勢と整合性を持った業務運営を確保するため、各子会社・関連会社の主管部を定め、主管部が各子会社・関連会社の経営全般の指導・管理を行う体制を構築しております。そのほか、当行の子会社・関連会社の経営指導・管理は当行の「子会社・関連会社ポリシー」に従って行われます。
「子会社・関連会社ポリシー」は①子会社・関連会社の自主性の発揮をサポートすると同時に当行全体の戦略や方向性との整合性確保、②当行と同レベルのリスク管理や事務の実行の指導、③子会社・関連会社としてのファイアウォール等を含めた規制やコンプライアンスの遵守、レピュテーションの維持、適切な内部統制の確立という子会社・関連会社の管理の3つの責務を明示し、当行グループ価値の極大化を図ることをその目的とし、主管部をはじめ行内の関連各部署の役割と責任、子会社・関連会社の責務、子会社・関連会社にかかわる当行役職員の責務、その他当行役職員の責務等、子会社・関連会社の経営指導・管理に関して規定し、当行グループ全体での業務の適正の確保に努めています。
- (6) 監査役を補助すべき使用人に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第1号）
当行は、監査役がその職務を補助すべき従業員の設置を求めた場合、監査役の監査の補助のために監査役室を設置し、同室所属の従業員を監査役の職務を補助すべき使用人（「職務補助者」）として定めております。職務補助者は監査役にその業務の結果を報告する義務を負うものとしています。
- (7) 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第2号）
監査役室は、監査役に直接報告を行っており各取締役およびその業務ラインからは独立した組織として設置されております。また職務補助者の任命・解雇・配転および人事異動等雇用に関する重要事項については予め監査役会の同意を得ることとしております。職務補助者の賃金等の改定も予め監査役会の同意を得ることとしております。このように、監査役の職務を補助すべき使用人について取締役からの独立性を確保しております。
- (8) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制（会社法施行規則第100条第3項第3号）
取締役および従業員は、監査役に対して、当行に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときには当該事実に関する事項、そのほか取締役会または監査役会が定める事項を遅滞なく、報告することとしています。かかる報告については、原則として書面により行われるものとしています。そして、監査役室は、監査役からの命令に従い、上記報告をなした取締役または従業員から事情を聴取することとしております。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第3項第4号）
取締役および従業員は、監査役の監査に対して協力し、これを妨げるような行為をしてはならないとされているほか、監査役は必要に応じ、法律上認められる範囲内に限って当行の費用において行外の専門家を利用することができることとしております。当行では、会計監査人および監査部からの監査役への報告、監査役の取締役会・経営会議をはじめとする重要な会議への出席等により監査の実効性の確保に努めています。

(10) その他

当行では、取締役会で決議された「企業倫理憲章」の中で、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には毅然かつ断固とした態度をもって対応し、その不当な介入を常に妨げるとともに速やかに排除することを宣言しております。

以上の内部統制システムの実効性を検証するために、監査部は当行が定める「内部監査規程」に基づき内部監査を行い、その結果を取締役社長および監査役会に対して報告することとしております。

9. 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

10. その他

該当事項はありません。

連結貸借対照表 (平成25年3月31日現在)

株式会社 新 生 銀 行
(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	648,897	預 渡 性 預 金	5,252,935
コールローン及び買入手形	18,806	債 券	204,600
買 現 先 勘 定	78,507	コールマネー及び売渡手形	262,342
債券貸借取引支払保証金	19,083	債券貸借取引受入担保金	170,094
買 入 金 銭 債 権	112,318	特 定 取 引 負 債	47,069
特 定 取 引 資 産	287,907	借 用 金	240,099
金 銭 の 信 託	233,847	外 国 為 替	719,292
有 価 証 券	1,842,344	短 期 社 債	174
貸 出 金	4,292,464	社 債	82,800
外 国 為 替	33,857	そ の 他 負 債	174,286
リース債権及びリース投資資産	203,590	賞 与 引 当 金	630,759
そ の 他 資 産	770,905	役 員 賞 与 引 当 金	7,604
有 形 固 定 資 産	52,716	退 職 給 付 引 当 金	54
建 物	20,580	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	7,309
土 地	7,286	利 息 返 還 損 失 引 当 金	245
有 形 リ ー ス 資 産	18,961	特 別 法 上 の 引 当 金	34,983
建 設 仮 勘 定	226	繰 延 税 金 負 債	0
その他の有形固定資産	5,661	支 払 承 諾	7
無 形 固 定 資 産	68,429	負 債 の 部 合 計	511,032
ソ フ ト ウ ェ ア	20,491	(純 資 産 の 部)	
の れ ん	35,394	資 本 金	8,345,690
無 形 リ ー ス 資 産	3	資 本 剰 余 金	512,204
無 形 資 産	12,487	利 益 剰 余 金	79,461
その他の無形固定資産	51	自 己 株 式	107,288
債 券 繰 延 資 産	95	株 主 資 本 合 計	△72,558
繰 延 税 金 資 産	16,339	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	626,395
支 払 承 諾 見 返	511,032	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	3,825
貸 倒 引 当 金	△161,810	為 替 換 算 調 整 勘 定	△11,605
資 産 の 部 合 計	9,029,335	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	1,475
		新 株 予 約 権	△6,305
		少 数 株 主 持 分	1,238
		純 資 産 の 部 合 計	62,315
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	683,644
			9,029,335

連結損益計算書 (平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで)

株式会社 新 生 銀 行
(単位：百万円)

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

科 目	金 額	金 額
益 息	147,834	386,079
当形利	128,560	
配入手形	17,028	
受入利	76	
引受	187	
先取	58	
利息	334	
及び	1,590	
引	40,309	
業	22,698	
経	141,266	
費	33,969	
達	16,233	
利	17,736	
金	36,149	331,584
利	23,066	
売	373	
渡	979	
手形	152	
形	11	
利	298	
利	5,264	
利	528	
利	5,467	
利	7	
費用	21,134	
費用	2,669	
費用	99,833	
費用	141,798	
却却	7,036	
却却	3,774	
業	130,987	
業	29,998	
業	13,785	
業	16,213	
益	54,495	
益	1,162	
益		1,782
益	311	
益	850	
益	128	
益	916	
益	736	
益	595	53,875
益	△1,334	△738
益		54,614
益		3,534
益		51,079

連結株主資本等変動計算書 (平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで)

株式会社 新 生 銀 行

(単位：百万円)

科 目	金 額
株主資本	
資本金	
当期首残高	512,204
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	512,204
資本剰余金	
当期首残高	79,461
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	79,461
利益剰余金	
当期首残高	58,863
当期変動額	
剰余金の配当	△2,653
当期純利益	51,079
連結子会社増加による増加高	0
連結子会社増加による減少高	△0
連結子会社減少による減少高	△0
当期変動額合計	48,425
当期末残高	107,288
自己株式	
当期首残高	△72,558
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	△72,558
株主資本合計	
当期首残高	577,970
当期変動額	
剰余金の配当	△2,653
当期純利益	51,079
連結子会社増加による増加高	0
連結子会社増加による減少高	△0
連結子会社減少による減少高	△0
当期変動額合計	48,425
当期末残高	626,395

(単位：百万円)

科 目	金 額
その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	△674
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	4,499
当期変動額合計	4,499
当期末残高	3,825
繰延ヘッジ損益	
当期首残高	△11,754
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	148
当期変動額合計	148
当期末残高	△11,605
為替換算調整勘定	
当期首残高	△1,117
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,592
当期変動額合計	2,592
当期末残高	1,475
その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	△13,545
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	7,240
当期変動額合計	7,240
当期末残高	△6,305
新株予約権	
当期首残高	1,354
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△115
当期変動額合計	△115
当期末残高	1,238
少数株主持分	
当期首残高	61,877
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	438
当期変動額合計	438
当期末残高	62,315
純資産合計	
当期首残高	627,657
当期変動額	
剰余金の配当	△2,653
当期純利益	51,079
連結子会社増加による増加高	0
連結子会社増加による減少高	△0
連結子会社減少による減少高	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	7,562
当期変動額合計	55,987
当期末残高	683,644

第13期末 (平成25年 3月31日現在) 貸借対照表

株式会社 新 生 銀 行

(単位：百万円)

科 目		金 額	科 目		金 額
現預金	預け	546,411	預当座預	金	5,631,651
現預金	口	3,511	普通	金	252,498
預金	勘	542,899	通	金	1,673,557
預金	債	18,806	定	金	9,852
預金	債	78,507	そ	金	3,255,436
預金	債	198,768	の	金	440,306
預金	債	258,902	他	金	204,600
預金	債	1,901	性	金	265,042
預金	債	49,075	預	金	265,042
預金	債	207,925	行	高	170,094
預金	債	255,505	入	一	28,377
預金	債	2,282,624	マ	金	226,202
預金	債	1,337,327	入	保	247
預金	債	532	入	一	45,778
預金	債	186,379	派	品	180,176
預金	債	395,448	生	品	479,854
預金	債	362,936	商	品	479,854
預金	債	△3,370	品	金	368
預金	債	4,224,433	特	替	196
預金	債	335	定	り	146
預金	債	27,458	取	替	25
預金	債	3,665,330	引	債	220,713
預金	債	531,309	融	債	398,199
預金	債	33,857	派	等	317
預金	債	28,473	生	用	71,468
預金	債	150	商	益	835
預金	債	5,234	品	定	310
預金	債	476,920	等	品	224,791
預金	債	1,802	受	金	7,009
預金	債	9,212	入	務	1
預金	債	5,102	金	債	6,986
預金	債	3	リ	負	86,478
預金	債	159,375	支	当	4,091
預金	債	8,893	所	の	12,566
預金	債	303	賞	部	7,641,761
預金	債	230,994	支	合	
預金	債	61,231	負	計	
預金	債	19,600	(純資産の部)		
預金	債	16,068	資	金	512,204
預金	債	1	本	金	79,465
預金	債	1	本	金	79,465
預金	債	3,528	利	金	151,223
預金	債	9,333	益	金	12,097
預金	債	6,476	の	金	139,126
預金	債	1,262	繰	金	139,126
預金	債	1,594	上	金	△72,558
預金	債	95	己	式	670,335
預金	債	95	資	計	2,976
預金	債	1,210	本	金	△8,657
預金	債	12,566	評	金	△5,680
預金	債	△106,518	価	計	1,238
預金	債	8,307,655	換	式	665,893
			算	計	
			予	計	
			の	計	
			部	計	
			合	計	
			計	計	
			負	計	
			及	計	
			純	計	
			資	計	
			産	計	
			の	計	
			部	計	
			合	計	
			計	計	

第13期 (平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで)

損益計算書

株式会社 新生銀行
(単位：百万円)

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

科 目	金 額
経常収益	161,220
資金運用収益	96,029
貸出金利	67,040
有価証券利息	26,144
コールローン	76
買入現先利	187
債券借取引受入	17
預金引き金	249
金利スワップ受入	284
その他の受入	2,028
役員取引等	17,004
受入為替手数料	1,034
その他の役員	15,969
特定取引	17,006
商品有価証券	74
特定金融派生商品	16,932
その他の業務	11,925
外国為替	2,405
債権等	7,452
債権等	237
その他の業務	1,829
その他の経常	19,254
償却債権	8,537
株式等売却	3,024
金銭の信託運用	5,244
その他の経常	2,448
経常費用	135,510
資金調達費用	35,895
預金利息	23,085
譲渡性預金	373
債券	979
コールマネー	152
売入現先利	11
債券借取引支払	253
借入金	2,650
社債	8,381
その他の支払	6

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
役 務 取 引 等 費 用	11,865	
支 払 為 替 手 数 料	1,375	
そ の 他 の 役 務 費 用	10,489	
特 定 取 引 費 用	2,427	
特 定 取 引 有 価 証 券 費 用	2,258	
そ の 他 の 特 定 取 引 費 用	168	
そ の 他 の 業 務 費 用	5,551	
国 債 等 債 券 売 却 損	1,336	
国 債 等 債 券 償 却	2,508	
国 債 券 発 行 費 用 償 却	63	
社 債 発 行 費 用 償 却	85	
金 融 派 生 商 品 費 用	690	
そ の 他 の 業 務 費 用	865	
営 業 経 費	69,701	
そ の 他 経 常 費 用	10,068	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	416	
貸 出 金 償 却 損	6,863	
株 式 等 売 却 損	0	
株 式 等 償 却 損	1,242	
金 銭 の 他 の 信 託 運 用 損	66	
そ の 他 の 経 常 費 用	1,478	
経 常 利 益		25,710
特 別 利 益		107
固 定 資 産 処 分 益	1	
そ の 他 の 特 別 利 益	106	
特 別 損 失		2,410
固 定 資 産 処 分 損	97	
減 損	714	
そ の 他 の 特 別 損 失	1,599	
税 引 前 当 期 純 利 益		23,406
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	△789	
法 人 税 等 調 整 額	△460	
法 人 税 等 合 計		△1,249
当 期 純 利 益		24,656

第13期 (平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで)

株主資本等変動計算書

株式会社 新 生 銀 行

(単位：百万円)

科 目	金 額
株主資本	
資本金	
当期首残高	512,204
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	512,204
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	79,465
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	79,465
資本剰余金合計	
当期首残高	79,465
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	79,465
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	11,566
当期変動額	
剰余金の配当	530
当期変動額合計	530
当期末残高	12,097
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
当期首残高	117,654
当期変動額	
剰余金の配当	△3,184
当期純利益	24,656
当期変動額合計	21,471
当期末残高	139,126
利益剰余金合計	
当期首残高	129,221
当期変動額	
剰余金の配当	△2,653
当期純利益	24,656
当期変動額合計	22,002
当期末残高	151,223

(単位：百万円)

科 目	金 額
自己株式	
当期首残高	△72,558
当期変動額	
当期変動額合計	-
当期末残高	△72,558
株主資本合計	
当期首残高	648,332
当期変動額	
剰余金の配当	△2,653
当期純利益	24,656
当期変動額合計	22,002
当期末残高	670,335
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	△1,031
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	4,008
当期変動額合計	4,008
当期末残高	2,976
繰延ヘッジ損益	
当期首残高	△4,476
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△4,180
当期変動額合計	△4,180
当期末残高	△8,657
評価・換算差額等合計	
当期首残高	△5,508
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△172
当期変動額合計	△172
当期末残高	△5,680
新株予約権	
当期首残高	1,354
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△115
当期変動額合計	△115
当期末残高	1,238
純資産合計	
当期首残高	644,178
当期変動額	
剰余金の配当	△2,653
当期純利益	24,656
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△288
当期変動額合計	21,714
当期末残高	665,893

独立監査人の監査報告書

平成25年5月2日

株式会社 新生銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	手塚 仙夫	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石塚 雅博	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松本 繁彦	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	濱原 啓之	Ⓜ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社新生銀行の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社新生銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成25年5月2日

株式会社 新生銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	手塚 仙夫 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石塚 雅博 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松本 繁彦 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	濱原 啓之 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社新生銀行の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査規程、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年5月7日

株式会社 新生銀行 監 査 役 会

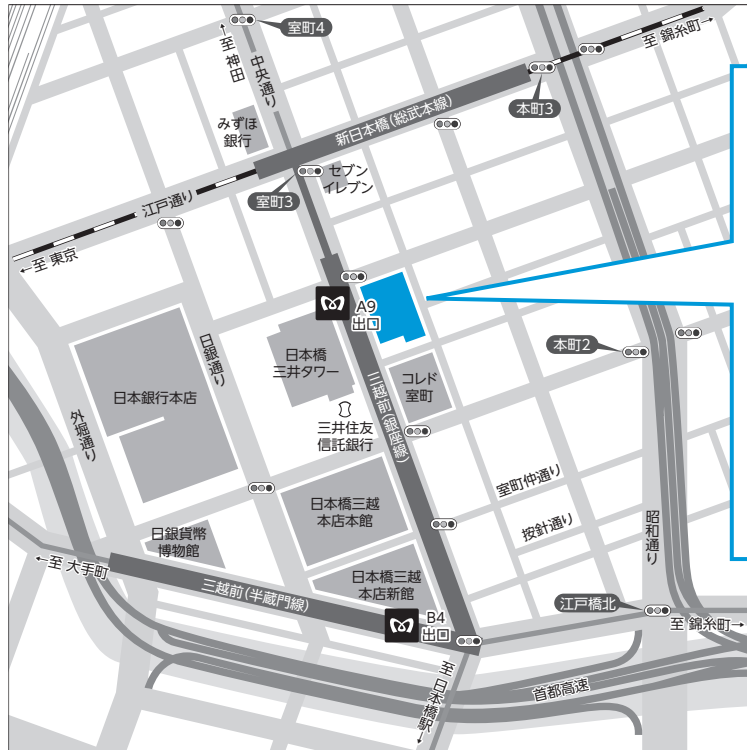
常勤監査役 永 田 信 哉 ㊟
 監 査 役 志 賀 こ ず 江 ㊟
 監 査 役 田 村 達 也 ㊟

(注) 監査役志賀こず江及び田村達也は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

会場ご案内図

【会場】 東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号
日本橋室町野村ビル YUITO 6階
野村コンファレンスプラザ日本橋 大ホール



野村コンファレンス
プラザ日本橋
(日本橋室町野村ビル)
“YUITO”6階

【交通のご案内】

- 地下鉄－東京メトロ 銀座線・半蔵門線 三越前駅(A9出口直結) 徒歩約1分
- 地下鉄－東京メトロ 半蔵門線 三越前駅(B4出口) 徒歩約5分
- 地下鉄－東京メトロ 東西線・都営浅草線 日本橋駅(B12出口) 徒歩約10分
- JR線－総武本線 新日本橋駅(1番出口) 徒歩約4分
- JR線－中央線・山手線・京浜東北線 神田駅(南口) 徒歩約10分
神田駅からは、中央通りを日本橋方向に進む。

JR新日本橋駅、半蔵門線・銀座線三越前駅からは、
地下道でYUITOに直結しています。

